~ 経済的に不安のある方にも、適切な医療を受けていただくために ~

精神科『無料・低額診療事業』のご案内

「保険証がないから・・・」 「医療費の支払いが困難だから・・・」 社会的、経済的な問題で治療を諦めてしまっている方、ご相談ください。 私たちと一緒に治療を始めましょう。

● 無料・低額診療とは。

医療を受ける経済的な余裕が無い方でも、無料もしくは、低額な料金で医療を受けて頂く制度です。 住吉病院では、社会的・経済的な理由により医療が受けられず困っている方が、この事業を利用し、医療を 受けることにより再び自立した生活を送れるよう、支援することを目的としています。

● このような場合にはご相談下さい。

- 1 保険証がない。短期保険証や資格証明書が発行されて困っている方
- 2 病気や障害などで収入がなくなり、医療費の支払いに困っている方
- 3 リストラや失業のため一時的に収入がなくなり、医療費の支払いに困っている方
- 4 医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方
- 5 その他(ホームレスの方、破産者、外国人、DV 被害者など)



● 無料・低額診療を利用すると、医療費負担はどのくらい軽くなりますか?

無料診療

無保険者、ホームレス、外国人労働者、DV被害者、住所不定就労者、人身取引被害者等が対象となります。健康保険への加入または生活保護開始までの期間、医療費の全額を免除します。

※ 有効期限は原則1ヵ月、最大3ヵ月です。

低額診療

収入の条件によって、

医療費個人負担分が全額免除、もしくは半額免除になります。

- ※ 有効期限は原則6ヵ月以内です。
- ※ 他院での診察や、院外処方による調剤薬局での支払い(お薬代)には適応されません
- ☆ 低額診療の収入の条件とは?

1ヶ月の収入が生活保護基準の120%以下の場合



医療費自己負担分 全額免除

1ヶ日の収入が生活保護基準の**140%**以下の場合



医唇毒白己鱼扣分 坐額免除

低額診療の適応が想定される収入例 (山梨県甲府市を基準)

家族構成(例)	生活保護基準120%以下	生活保護基準 1 4 0 %以下
70歳/一人暮らし/借家	約 115,000円/月 以下	約 134,000円/月以下
60歳・30歳/2人暮らし/持ち家	約 128,700円/月以下	約 150,000円/月以下
42歳・13歳・10歳/3人暮らし/借家	約 243,800円/月 以下	約 284, 500円/月以下

- ※ 家賃(住宅扶助)は29,000円で計算
- ※ お住まいの地域、家族構成、年齢、生活の状況によって基準は異なります。 あくまで一つの目安であり、無料・低額診療が保障されるものではありません。参考として確認頂き、 詳細につきましては病院担当者にご相談下さい。

・無料・低額診療の手続きについて

① 受付

受付でお申し出いただくか、病院 の担当者(医療相談・地域連携室) に、ご相談下さい

③ 審査

所得を証明できる書類(給与明細、 所得証明、源泉徴収票等)を提出頂 き、審査をします。

2 相談

相談担当者が、心身の状況や生活の 様子をお聞きします(※1)。

4 適用

基準を満たした場合、一定期間医 療費の自己負担分を免除・減額し ます(※2)。

- ※1 相談内容に関する個人情報は、厳重に管理します。
- ※2 他院での診察や、院外処方による調剤薬局での支払い(お薬代)には適応されません。

● 適用されたら

無料・低額診療事業は生活が安定するまでの期限のある措置になります。 今後の生活環境の改善をご一緒に模索 しつつ、治療を進めていきましょう。

もし適用とならなかった場合でも、医療費の支払い、当面の生活などについてご一緒に打開の道をさがすことや、 他の公的な社会保障制度の適用が可能な場合は、その手続きについてもご紹介することも可能です。

まずはお気軽にご相談下さり!!

相談担当: 医療相談室・地域連携室まで

〒400-0851 山梨県甲府市住吉 4-10-32

✓ 公益財団法人 住吉偕成会 住吉病院 お問合せ 055-235-1521

ホームページ http://www.sumiyoshi-kaisei.jp